

維持管理基準に関する計画書

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応
(主施設:焼却施設について)

	維持管理基準（則12の6条）	本施設の対応
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	搬入される産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるように、搬入時に当該産業廃棄物の種類の確認と計量を行う。また定期的に性状分析を行う。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	焼却炉への産業廃棄物の投入は、投入経路毎に投入量を管理し、施設の処理能力を超えないようを行う。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行う。 プラント停止点検整備は6ヶ月に1回、5日間程度の停止期間を設け内部を点検し、1年に1回の法定点検を含む、定期点検において修繕を行なう等の計画的な保守管理を実施する。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するため、定期的に点検、清掃等必要な措置を講じる。悪臭の強い液状物は密閉した容器に保管する。
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持すること。	構内を清潔に保持し、蚊、はえ等の発生の防止に努める。害虫等が発生した場合は薬剤の散布等により駆除する。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。	騒音が大きい破碎機、切断機、送風機は建屋内に設置する。 振動の著しい破碎機は防振ゴムにより周囲への振動の伝播を抑制する。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設から排水は発生しない。但しボイラーエquipmentとしての排水(純水装置、缶水)についてはPH調整し、管理を行う。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

	維持管理基準（則4の5）	本施設の対応
10	ピットクレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピットにて貯留する廃棄物は、最初、破碎するものとしないものに分け破碎後は一緒にしてクレーンにより均一に混合後、ホッパーに投入する。
11	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。	液状物はポンプと配管により、定量ずつ連續供給する。固形物はコンベヤで連續定量供給し、二重ダンバで炉内と外気を遮断し、シートを経由して投入する。
12	燃焼中の燃焼ガスの温度を800°C以上に保つこと。	燃焼ガスの温度を800°C以上となるよう温度制御を行う。
13	焼却灰の熱じやく減量が10%以下になるように焼却すること。	流動床内で、800°C以上で燃焼させることにより熱じやく減量を10%以下とする。 (ただしタイヤのカーボンは除く)。
14	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、起動バーナ(助燃兼用)を作動させることにより、炉温を速やかに上昇させる。
15	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、起動バーナ(助燃兼用)を作動させることにより、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。
16	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	焼却炉上部に熱電対を設け、打点記録計により記録する。
17	集塵機に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200°C以下に冷却すること。	集塵機入口ガス温度を200°C以下となるように廃熱ボイラ、空気予熱器で冷却する。
18	集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集塵機入口部に熱電対を設け、打点記録計により記録する。
19	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	・バグフィルターに圧縮空気による逆洗装置を設ける。 ・廃熱ボイラ、空気予熱器に蒸気式ストップロワを設置しばいじんの堆積を防ぐ。
20	排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却すること。	以下の方法により排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるように管理する。 ・燃焼温度を800°C以上の高温に維持する。 ・燃焼空気挿入によりガスの混合を促進する。 ・高温ガスの滞留時間を2秒以上確保する。 ・焼却物の安定供給(定量供給)をする。

	維持管理基準（則4の5）	本施設の対応
21	排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突入口部にCO計を設置し、記録する。
22	排ガス中のダイオキシン類の濃度が一定濃度以下となるように焼却すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度が1.0ng-TEQ/Nm ³ 以下となるよう、以下の方法により管理する。 ・燃焼温度を800°C以上の高温に維持する。 ・燃焼空気挿入によりガスの混合を促進する。 ・高温ガスの滞留時間を2秒以上確保する。 ・焼却物の安定供給(定量供給)をする。 ・ばいじんの堆積が無いようストップロウを設置する。
23	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、記録する。
24	排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。	バケフィルターを設け、ばいじんを除去する。 燃焼管理を行いNO _x を抑制する。 各有害ガスの管理値は別紙の通り。
25	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんは灰出コンベアにより灰貯留バンカに、炉下から排出される焼却灰はコンベアを経てコンテナにそれぞれを分離して貯留する。
26	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災防止、延焼防止を考慮した廃棄物処理施設とする。又、必要個所に消火設備を備える。

廃油焼却施設に対する個別基準(則第12条の7第5項3号)

	維持管理基準	本施設の対応
1	廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油は鉄製タンクに貯留し、周囲に流出防止堤を設置する。 上記関連設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに廃油設備を停止し、廃油の抜き取り等必要な措置をとる。

別紙

管理値

項目	単位	管理値	備考
ばいじん	g/Nm ³	0.12	*
SO _x	Nm ³ /H	20	
NO _x	ppm	245	*
HCl	mg/Nm ³	500	*
CO	ppm	90	
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	1	*

(* 湿りガス、酸素12%換算)

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応(共通する基準) (破碎機)

	維持管理基準 (則12の6条)	本施設の対応
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	搬入される産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるように、受け入れ時に当該産業廃棄物の性状の確認又は計量を行う。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	処理物の計量管理により、施設の処理能力を超えないように行う。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。	産業廃棄物が施設から飛散・流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、飛散・流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行う。 プラント停止点検整備は6ヶ月に1回、5日間程度の停止期間を設け内部を点検し、1年に1回の法定点検を含む定期点検において修繕を行なう等の計画的な保守管理を実施する。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	施設からの悪臭の発生は無い。 産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、定期的に点検、清掃等必要な措置を講じる。
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持すること。	構内を清潔に保持し、蚊、はえ等の発生の防止に努める。害虫等が発生した場合は薬剤の散布等により駆除する。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	破碎機は建屋内に設置し、防振ゴムにより周囲への振動の伝播を抑制する。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設から排水は発生しない。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

破碎施設に対する個別基準(令第7条第7号、則第12条の7第9項)

維持管理基準	本施設の対応
1 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため必要な措置を講ずること。	建屋内の集じんダクトにより、発生した粉じんを吸引し、燃焼用空気として焼却炉へ供給することにより周囲への飛散を防止する。

産業廃棄物の保管の維持管理基準

管理項目	保管基準
1 性状把握 適正保管	廃棄物を受入れる場合は必要に応じて廃棄物の成分等の分析を実施し、その性状を常に把握しておくとともに、適正な保管を行う。
2 振発防止 飛散、流出 地下浸透防止	廃油他液状廃棄物については、原則的に鋼板製タンクに受け入れて保管する。又、容器での保管は鉄製ドラム缶を使用し、揮発、飛散、流出を防止する。又、上記の置場は床面コンクリート施工し、縁石、溜柵、油水分離槽を設け、飛散、流出、地下浸透を防止する。 流出等の異常な事態が生じたときは、直ちに流出した廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。
3 火災防止	消防法で定める危険物に該当するものは、荷姿、性状により置場を指定した危険物許可施設に受入れて保管する。 なお、特管産廃に該当する廃油(引火点70°C未満)の保管は行なわない。 上記の置場は消防法の構造基準に基づいた施設とし、消火器その他の消防設備を備える。
4 悪臭発散防止	特に悪臭の強い廃棄物は密閉容器に保管し、臭気が外部に漏れないようにする。
5 腐敗防止	腐敗するおそれのある廃棄物(生ゴミその他)は焼却対象としていないため、保管場への持込みは行なわない。 一般廃棄物の木くず、紙くずについては、腐敗しないうちに優先的に焼却処理を行なう。
6 混合防止	保管は指定された場所にて確実に行い、廃棄物種類間で混合するおそれないように仕切等を設け分けして保管する。
7 選別、リサイクル	リサイクル可能なものは、選別し指定場所に保管する。

管 理 項 目	保 管 基 準
8 表示	保管場所には必要な事項(危険物標識、廃棄物種類、管理者、その他)を表示した掲示板を設置する。
9 害虫発生防止	保管の場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないように、構内を清潔に保持し、発生した場合は薬剤の散布等により駆除する。
10 巡視点検	1回/日以上巡視点検し、保管に異常がある時は直ちに必要な措置を講ずる。
11 その他 関係法令遵守	その他、関係法令(消防法、毒劇法、廃棄物処理法、他)の保管基準や社内規定を遵守する。